

200/0263

厚生科学研究費補助金（長寿科学総合研究事業）
平成 13 年度 研究報告書

介護サービスにおける権利擁護の行政的評価に関する研究

平成 14 年 3 月

主任研究者 大井田 隆

国立公衆衛生院 公衆衛生行政学部

平成 13 年度厚生科学研究費補助金（長寿科学総合 研究事業）研究

国立公衆衛生院 公衆衛生行政学部
部長 大井田 隆

1. 研究課題名（公募課題番号）

「介護サービスにおける権利擁護の行政的評価に関する研究」

(H12-長寿-045)

2. 当該年度の研究事業予定期間：平成 12 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日

厚生科学研究費補助金（長寿科学総合研究）
（総括・分担）研究報告書

「介護サービスにおける権利擁護の行政的評価に関する研究」

（主任・分担）研究者 大井田 隆 旧：国立公衆衛生院 公衆衛生行政学部部长

研究要旨

昨年度は、わが国における権利侵害の実態とその対応策である権利擁護のための方策について検討するために、「老人」および「虐待」というキーワードによって、Medline および医学中央雑誌のデータベース、社会福祉学、日本の地域福祉という社会福祉関連の学会誌、老人虐待に関する書籍、報告書などを収集したが、本年度は、昨年度に収集された文献に加えて、介護保険制度実施後、2000年以降に発表された権利擁護に関する論文、報告書、著書、資料などを中心とした文献研究を行なった。

この文献研究では、介護保険実施前後の老人虐待の研究手法や結果に関する特徴を明らかにし、次に、介護保険制度実施後にはじまった権利擁護に関わる老人虐待防止の方策について考察することを目的とした。

研究方法として、収集された高齢者の権利擁護に関する文献を年代別に、解説、原著論文、調査報告などの内容別に分類を行なった。さらに、これら文献の内容を示すキーワードについての分析を行った。

この結果、介護保険制度実施後の文献には、保健医療福祉領域の専門職の権利擁護システムに対する知識とその対応策に関する研修実施の推進と各専門職間の連携の重要性が強く述べられるようになっており、介護保険制度実施前の権利侵害の実態調査結果を述べるだけの研究は減少していた。

さらに介護者の無自覚な老人虐待をなくすための対策として、一般市民に対する高齢者介護のあり方、老人虐待への啓発、啓蒙活動の必要性が示されたことも、介護保険制度実施後の解決への新たな方向性が示されたものと考えられる。

分担研究者 筒井孝子

国立保健医療科学院 福祉サービス部福祉マネジメント室長

（旧：国立公衆衛生院 主任研究官）

A. 研究目的

わが国における老人虐待研究は、「日本の研究は虐待事例調査が中心であり、本来、地域保健サービスに必須な高齢者虐待のリスクや、虐待の関連要因に関する報告は、皆無であり、予防策もほとんど講じられていないのが現状である」と評価されている。

しかし、介護保険制度では、居宅で生活する要介護老人に対して、居宅での要介護認定のための訪問調査が義務づけられ、この訪問調査によって、顕在化しにくいといわれてきた虐待を発見する契機となることが指摘され、また制度実施に伴い、高齢者の権利擁護に関するシステムの構築が整備されつつある。

そこで本報告書では、第一章で、昨年度に収集された文献にさらに、今年度のものを加え、2001年の段階でわが国で発表された老人虐待に関する論文、報告書、著書、資料などから介護保険実施前後の老人虐待の研究手法や結果に関する特徴を明らかにし、第二に、介護保険制度実施後にはじまった老人虐待防止の方策について考察することを目的とした。

また、

B. 研究方法

介護保険制度実施前のわが国の老人虐待について検討された論文について幅広く検索することを目的として、「老人」および「虐待」というキーワードによって、Medline および医学中央雑誌のデータベース、社会福祉学、日本の地域福祉という社会福祉関連の学会誌、および老人虐待に関する書籍、報告書などを収集した。

次に、収集された文献を年代別に、解説、

原著論文、調査報告などの内容別に分類を行なった。さらに、これら文献の内容を示すキーワードについての分析を行った。

<倫理面での配慮>

研究対象者となる高齢者およびその介護者については、本人等の同意を得ると共に人権擁護上の配慮を行い、氏名や個別データ等プライバシーについては厳重に注意する。調査集計について、個人名については一切関係なく行ない、個人名が明らかにならないように調査票の作成は、複数の人間がチェックをすることとする。調査票並びにその結果は、秘密保持のための厳密な管理運営を行なう。調査の実施にあたっては、対象に十分な説明と同意を得ることとした。

C. 結果

医学中央雑誌のデータベースにより検索された文献に加え、これ以外の医療・保健・福祉領域の雑誌や書籍も収集し、合計 165 編を収集した。わが国で老人虐待についての論文や調査が実施されるようになったのは、1990年代からである。1980年代に発表されたものは、3編で、1990年代の文献数の推移をみると、1991年2編、1992年5編、1993年6編、1994年11編、1995年18編、1996年18編、1997年16編、1998年19編、1999年21編、2000年25編、2001年21編となっており、2000年の介護保険制度実施をはさみ、1999、2000年、2001年と多くの研究が実施されている。

内容は、最も多いのが解説で53編である。この解説の内容は、諸外国の虐待に対する取り組みを紹介した内容が8割を占め、このほとんどがアメリカ合衆国あるいは各州

の取り組みで、次いでイギリスとなっている。この他に、わが国の虐待の実態について、全国調査、あるいは、各地の調査結果を解説した内容が続く。

次に、多いのが原著論文で46編ある。著者は、看護領域が多く、社会福祉領域と続く。内容は、在宅の老人虐待の実態把握とその虐待の原因として、介護者の介護負担やストレスを検討した内容となっている。次に多いのが著書で、老人虐待の諸外国における概念の紹介やその整理についてまとめられた著書が1999年までは多く、16編ある。2000、2001年は、著者自身が調査した虐待事例やその説明を論じたものが4編加わり、合計20編、発表されている。この他に、老人虐待の対応策については、権利擁護に関する文献が14編、成年後見法に関わるものが2編、施設における虐待や抑制防止に関するものが3編、示されている。これらの研究の多くは、地域看護や老年看護の研究者によって行なわれている。

文献研究の結果から、1980年代後半からはじまった老人虐待に関する研究には、大きく5つの特徴がある。第1は、調査やその研究の目的のほとんどが老人虐待発生の現状把握だということ。第2に、これらの研究における調査方法は、医師、保健婦、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、看護婦らによる保健医療福祉専門職による現状把握が多く、間接的な実態調査であること。第3に、老人虐待の定義をはじめ研究方法や行政施策の紹介のほとんどがアメリカ合衆国からの資料によっているということ。第4の特徴は、これまでの調査等で使用される定義からは、具体的な行為の判断基準はなく、どのような状況を虐待と判

断するかは、調査によって、調査者によって、虐待の認識が異なっている可能性があることがわかった。

D. 考察

わが国で用いられる老人虐待の定義は、元アメリカ合衆国高齢者虐待センター長で日本に老人虐待の定義を紹介した多々良によれば、「日本の研究者らは、欧米の定義をそのまま使ったり、それをもとにして自分の研究にあった虐待の定義をつくったりしてきた」と述べられ、さらに「今日の時代にあった日本における高齢者虐待の定義とその分類区分の構築は大きな課題となる。」と論じられ、わが国の高齢者虐待の定義に関する研究は遅れているという研究者の認識は多く、今後の課題と考えられる。

さらに具体的な虐待行為の判断基準が明示された調査がなかったことは、日本では、虐待の認知が難しいと言われる原因となっていると考えられる。これについては、たとえば、その事例に脱水症状があったという事実を証拠に介護放棄を疑うとした場合、基準値として、高齢者のタンパク質・エネルギー低栄養状態（protein energy malnutrition, PEM）を示す、アルブミン値を測定した結果、標準値よりも著しく低かったというような、いわばEBMに基づいた結果によって、老人虐待を発見する方法も検討すべきであると考ええる。

E. 結論と今後の課題

今後の課題として、介護保険制度の下での保健医療福祉領域の専門職の老人虐待に対する知識とその対応策に関する研修実施の推進と各専門職間の連携の重要性が強く

述べられるようになっている。さらに介護者の無自覚な老人虐待をなくすための対策として、一般市民に対する高齢者介護のあり方、老人虐待への啓発、啓蒙活動の必要性が示されたことも、解決への新たな方向性が示されたものと考えられる。

このように老人虐待の研究は、介護保険制度実施までの約10年間は、保健医療福祉専門職らに対する間接的な調査によって実態把握を主とした研究が進められてきたが介護保険制度実施後は、介護支援専門員という新たな職種への調査、介護支援専門員を中心とした連携の重要性が示されつつある。さらに、具体的に老人虐待の対応策の研究がはじまり、発見後の介入による援助方法、あるいは援助方法の種類による問題解決への効果という新たな研究への段階に移行していることがわかった。

これらの研究の新たな方向性は、介護保険制度の実施に大きな影響を受けていると考えられる。

F.学会発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

G.知的所有権の取得状況

なし

厚生科学研究費補助金（長寿科学総合研究）

（総括・分担）研究報告書

「介護サービスにおける権利擁護の行政的評価に関する研究」

（主任・分担）研究者 筒井 孝子

国立保健医療科学院福祉サービス部

福祉マネジメント室長

研究要旨

昨年度の研究成果で明らかになったように、権利侵害の最たる例である、いわゆる「老人虐待」には、さまざまな行為があるが、身体・精神面の老人虐待では、在宅の場合、「食事をさせない、おむつ交換をしない」などの「介護の怠慢・放棄・拒否」という意図的放任、あるいは無意図的放任という虐待が多いことが報告されている。

この他に、「殴る、蹴る、閉じ込める」などの「身体的虐待」や、「暴言、無視、脅迫」などの「心理的虐待」がある。この身体的・心理的虐待は、観察者によって、その認識に差異が生じていることがあるが、在宅においては、少なくない虐待行為である。これらの虐待行為は、すべて明白な権利侵害であることから、こういった老人虐待の予防や防止のためにも早急に権利擁護システムの構築が望まれている。

さらに、権利擁護システムは、判断能力が不足しているため、福祉サービスを十分に活用できない可能性がある対象者に対して不利益が生じないようにするため、適切な福祉サービスの利用を援助するとともに、必要に応じて金銭管理などの直接的なサービスをあわせて提供する支援システムとして機能することが期待されている。

そこで、本研究においては、地域福祉権利擁護事業をはじめとする高齢者の権利擁護システムの実態を把握することを目的として、質問紙郵送調査法によって全国調査を実施した。調査対象は、全国の3,247の市区町村の介護保険担当課である。調査の回収率は、54.3%で、1,767の市区町村から回答を得た。

調査データからは、さまざまな知見が得られたが、まず、権利擁護事業の認知度は、ほぼ9割を示したが、これに関連する業務に対する重要性は認識されておらず、このため、権利擁護事業の情報把握も十分でなく、住民に情報が提供されているかも不明であると回答した市区町村も少なくなかった。

今後は、介護保険制度の運営において、権利擁護システムの整備が不可欠であること、介護保険の被保険者への知識や具体的な対応についての情報を提供する義務を市町村は、担っていることを認識するための実践的な研修が必要であると考えられた。

A. 研究目的

権利擁護システムは、介護保険実施によって、より必要となったシステムであり、今後、整備されていかなければならないシステムである。

昨年度の研究では、権利侵害の最たる例として、「老人虐待」についての実態調査を行なった。この結果、老人虐待の行為としては、さまざまな行為があるが、身体・精神面の権利侵害では、在宅の場合、「食事をさせない、おむつ交換をしない」などの「介護の怠慢・放棄・拒否」という意図的放任、あるいは無意図的放任という虐待が多いことが報告された。

さらに「殴る、蹴る、閉じ込める」などの「身体的虐待」や、「暴言、無視、脅迫」などの「心理的虐待」も少なくない虐待行為であった。

これらの虐待行為は、すべて明白な権利侵害であり、権利擁護のシステムを必要とすると考えられる。

本研究では、全国すべての市区町村を対象として、この地域で権利擁護事業がどのように実施されているかという実態を明らかにすることを目的とし、行われている権利擁護事業と介護保険担当課との関わりについて考察した。

B. 研究方法

調査の対象は、全国 3,247 の市町村、特別区の介護保険制度に関する業務に携わっている部、課、係（以下、担当課という）である。調査は、質問紙による郵送調査法で実施した。

調査期間は平成 13 年 10 月 1 日から 12 月 30 日である。

調査内容については、各自治体の介護保険担当課の権利擁護のための取り組みの周知度、および活動の実態を分析できるような以下の調査項目を策定した。

①保険者の基礎情報

②地域福祉権利擁護事業の周知度

③地域福祉権利擁護事業の活用の有無、活用状況

④地域福祉権利擁護事業の成果

⑤地域福祉権利擁護事業における具体的な援助内容

⑥地域福祉権利擁護事業の利用につながった事例の詳細

<倫理面での配慮>

研究対象事例となる高齢者およびその家族については、人権擁護上の配慮を行い、氏名や個別データ等プライバシーについては厳重に注意した。調査集計については、個人名については一切関係なく行ない、個人名が明らかにならないように調査票の作成は、複数の人間がチェックをすることとした。調査票並びにその結果は、秘密保持のための厳密な管理運営を行なった。調査の実施にあたっては、対象に十分な説明と同意を得る。なお、本研究は、国立医療・病院管理研究所の「人間を対象とする生物医学的研究に関する倫理委員会規定」第 1 条の「生物医学的研究」に該当しないものであった。

C. 研究結果

調査の結果、54.3%にあたる市区町村である 1,767 から回答を得ることができた。まず、介護保険課における地域福祉権利擁護事業の認知度は、高く 88.7%がこの事業を知っていた。

しかし、11.3%は、この事業の名称も知らないという市区町村があった。

また、地域福祉権利擁護事業の情報提供は行なわれているものの、これが有用かについては、約7割が「よくわからない」と回答していた。「情報提供が行なわれているかどうかもわからない」という回答も21.5%あり、介護保険担当課が自ら積極的にこの制度の利用の推進をしている例は、ほとんどなかった。

調査機関中、約300市区町村からの質問を受けたが、この調査票を回答するにあたり、介護保険担当課の職員は、権利擁護システムの整備は、自らの仕事ではないと考えている職員が多かった。

D. 考察

地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の実施は、介護保険制度によって整備がすすめられた権利擁護システムのひとつである。

しかし、この認識は、介護保険担当課の職員らの意識としては、希薄であり、制度の主旨などについての説明が十分になされていない状況が推察された。

介護サービスの利用にあたっては、高齢者は利用可能なサービスについて利用手続、費用負担はもとより、処遇基準、苦情解決の窓口、権利擁護をしてくれる団体・人などまでくわしく知る情報の権利を有し、市町村ならびにサービス提供者は、高齢者の理解できる方法でこれを周知する義務を負うと考えられる。

したがって、介護保険課は、高齢者がこれらの権利を侵害されることのないような仕組みとして、地域福祉権利擁護事業などの紹介をする業務を担うことが予定されてい

たとえられる。

しかし、今回の調査からは、こういった業務に対する重要性は認識されておらず、事業の情報も十分でないことが明らかになった。

E. 結論と今後の課題

権利擁護とは権利行使（自己決定）の支援であり、権利擁護システムは、そのための制度体系である。後者のシステム（広義）には、総合的・専門的な相談窓口と情報提供というしくみや直接、特定の擁護者が特定の被擁護者のためにマンツーマン方式で権利擁護にあたる成年後見制度や地域福祉権利擁護事業が必要である。

虐待をはじめとし、高齢者の権利侵害を防止し、あるいは、その状況からの救出を目的として、地域福祉権利擁護事業は、機能することが期待されているが、現状では、いまだ十分な状況とはいえない。収集された事例からは、この地域福祉権利擁護事業の相談経路で最も多かったのは民生委員であったが、次いで多いのは、介護支援専門員であったことは重要である。

今後は、介護保険制度の運営において、これらの権利擁護システムへの知識や具体的な対応についての研修が必要であると考ええる。

F. 学会発表

1. 論文発表

- ・「介護保険制度下に求められる高齢者虐待研究の今後の方向」病院管理、投稿受理
- ・「わが国における高齢者の「虐待」研究に関する文献的考察 -わが国の高齢者虐待研究における「虐待」の定義と今後の課題-」「公衆衛生」投稿中

2. 学会発表

- ・「在宅要介護高齢者の権利擁護に関する研究（1）－加害者、被害者のインタビュー調査結果から－」（日本地域福祉学会第15回大会報告要旨集 pp124-125, 2001）、・「在宅要介護高齢者の権利擁護に関する研究（2）－「虐待」を認識するプロセス－」（日本地域福祉学会第15回大会報告要旨集 pp126-127, 2001）

G.知的所有権の取得状況

なし

目次

第1章 介護保険制度実施前後の老人虐待に関する研究	1
第1節 老人虐待に関する研究の動向と新たな課題	1
第2節 老人虐待に関する論文数の年代別の推移	3
第3節 主要な発表論著の概要	5
第4節 老人虐待問題への対応策に関する論文	7
第2章 老人虐待の予防・対応策	11
第1節 権利擁護の基本的考え方	11
第2節 地域福祉権利擁護事業	13
第3節 成年後見制度	19
第4節 諸外国の現状と課題	23
第3章 市区町村における権利擁護システムの実態	27
第1節 本調査の目的および方法	27
第2節 調査対象となった地域とその属性	28
第3節 介護保険担当課の「地域福祉権利擁護事業」の認知度および情報入手経路	32
第4節 住民に対する地域福祉権利擁護事業の情報提供の実態	36
第5節 地域福祉権利擁護事業の活用の実態	37
第4章 収集された「地域福祉権利擁護事業」の事例	45
第1節 事例の分析方法	45
第2節 地域福祉権利擁護事業の対象となった事例の特徴	45
第3節 事例となった世帯の社会的支援の状況と権利侵害の実態	48
第4節 相談経路別の特徴	49
第5章 介護保険制度下における権利擁護システムの整備と今後の課題	53
第1節 老人虐待研究の特徴	53
第2節 介護保険制度の下での権利擁護システムの実態	54
第3節 介護保険制度下での権利擁護システムの必要性	55
<参考資料>	
1. 全国調査で用いた調査票	61
2. 地域福祉権利擁護事業の事例	67
3. 参考文献	101

第1章 介護保険制度実施前後の老人虐待に関する研究

第1節 老人虐待に関する研究の動向と新たな課題

21世紀を迎え、社会福祉領域における社会福祉サービスの提供に際しては、社会福祉構造改革の一環として、社会福祉サービスの提供実態把握のために第三者を加えた苦情解決の仕組み（運営適正化委員会）を設置して対応すること、あるいは民法の成年後見制度を補完する仕組みとして、判断力が弱まった人々を対象とし、制度化された地域福祉権利擁護制度が平成12年4月1日から実施されている。このように高齢者の権利擁護のための制度は、まさに今、整備されつつある状況といえる。

同様に、介護保険法の第2条4項で「保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。」と示され、居宅での高齢者の生活を支えることができる介護サービスを提供できる制度を運営するために、介護サービスの利用者の権利擁護を目的とする民法改正法や消費者契約法の改正が行われている。

たとえば消費者契約法では、消費者の利益の擁護を目的として、消費者と事業者の間に存在する、契約の締結、取引に関する構造的な「情報の質及び量並びに交渉力の格差」に着目し、消費者に自己責任を求めることが適切でない場合で契約締結過程及び契約条項に関して、消費者が契約の全部又は一部の効力を否定することができるように定められた。これは、居宅での介護サービスの消費者となる高齢者の不利益にならないことを意図したものと考えられ、高齢者の権利を擁護する仕組みづくりが介護サービスの利用ということを契機にすすんでいる状況と考えられる。

しかしながら、この一方で、わが国では、「米国の各州のように高齢者虐待の兆候をつかんでも通報を義務づけられている制度はない」¹⁾と示されるように老人に対する虐待については、先に示したように虐待予防に有効な緊急通報システムもなければ、とくに老人の虐待を防止するための法律も存在していない。

これは、児童虐待については、2000年5月17日に「児童虐待の防止等に関する法律」が成立し、さらに児童福祉法第25条及び児童虐待防止法第6条の規定により、虐待を受けている子どもを早く救うために、虐待を見つけやすい立場にある教師など専門家や職員に早期発見・通報の努力義務が明記されている状況とは、大きく異なっている。

このように高齢者に対する虐待と児童への虐待を比較すると、英国保健省が1993年に出した「No Longer Afraid」に示されているように①被害者と高齢者とが長年にわたって関係を持っている②虐待が相互に行なわれることも少なくない③経済的理由が頻繁に見られる④虐待者自身が健康上の問題を抱えている場合が多い、⑤高齢者は高齢になればなるほど依存度を増すという考察²⁾は、わが国にも該当し、「将来を担う存在として児童によせる社会の期待や高い位置付けに比べ、高齢者に対する社会的な低い位置づけなどから高齢者

虐待は児童虐待ほど重視されてこなかった³⁾ という意見が示されている状況といえる。しかも、これまでの研究成果によれば、在宅で発見された老人虐待の問題は、氷山の一角であり、さらに増えると予測されている⁴⁻⁶⁾。

わが国における老人虐待研究は、「日本の研究は虐待事例調査が中心であり、... 本来、地域保健サービスに必須な高齢者虐待のリスクや、虐待の関連要因に関する報告は、皆無であり、予防策もほとんど講じられていないのが現状である」⁷⁾ と評価されている。

しかし、介護保険制度では、居宅で生活する要介護老人に対して、居宅での要介護認定のための訪問調査が義務づけられ、この訪問調査によって、顕在化しにくいといわれてきた虐待を発見する契機となることが指摘され⁸⁾、また制度実施に伴い、高齢者の権利擁護に関するシステムの構築が整備されつつある⁹⁾。

そこで本報告書では、第一章で、昨年度に収集された文献にさらに、今年度のものに加え、2001年の段階でわが国で発表された老人虐待に関する論文、報告書、著書、資料などから介護保険実施前後の老人虐待の研究手法や結果に関する特徴を明らかにし、第二に、介護保険制度実施後にはじまった老人虐待防止の方策について考察する。

なお、本稿では、老人虐待とは、①「高齢者を一人にする」「孤立させる」または「忘れ去る」などの *passive neglect* (消極的放任)、②「馬鹿にする」「怖がらせる」「中傷する」「脅かす」あるいは「子供扱いする」などの言葉による、あるいは情緒的な虐待、③「むりやり監禁・疎外する」、「食べ物や薬を与えない」などの *active abuse* (積極的虐待)、④「たたく」「殴る」「身体を拘束する」などの身体的虐待という4種類をいう。この定義は、アメリカ合衆国における社会老年学の代表的教科書である第9改訂版「*Social Forces and Aging* (2000)」¹⁰⁾ に記述されている。

この定義を採用した理由は、昨年度実施した厚生科学研究費補助金長寿科学研究総合事業「介護サービスにおける権利擁護の行政的評価に関する研究」¹¹⁾ の研究成果において、医師や保健婦、看護婦、社会福祉士、介護福祉士という職種をもった介護支援専門員に対して郵送調査ならびに個別面接調査において際に、「あなたが考える老人虐待とは、どのような行為をいいますか」という問いに対して、回答された結果とほぼ同様であったこと、虐待を示す内容が具体的であることから、介護支援専門員毎の判断には、差異が生じにくいと考えられた結果である。

そこで、介護保険制度実施前のわが国の老人虐待について検討された論文について幅広く検索することを目的として、「老人」および「虐待」というキーワードによって、Medline および医学中央雑誌のデータベース、社会福祉学、日本の地域福祉という社会福祉関連の学会誌、および老人虐待に関する書籍、報告書などを収集した。

次に、収集された文献を年代別に、解説、原著論文、調査報告などの内容別に分類を行った。さらに、これら文献の内容を示すキーワードについての分析を行った。

さらに、本稿では、老人虐待の定義に①「高齢者を一人にする」「孤立させる」または「忘れ去る」などの *passive neglect* (消極的放任)、②「馬鹿にする」「怖がらせる」「中傷す

る」「脅かす」あるいは「子供扱いする」などの言葉による、あるいは情緒的な虐待、③「むりやり監禁・疎外する」、「食べ物や薬を与えない」などの active abuse (積極的虐待)、④「たたく」「殴る」「身体を拘束する」などの身体的虐待という4種類を採用し、この定義と主に実態調査研究で採用された虐待の定義との比較により分析を行なった。

第2節 老人虐待に関する論文数の年代別の推移

医学中央雑誌のデータベースにより検索された文献に加え、これ以外の医療・保健・福祉領域の雑誌や書籍も収集し、合計165編を収集した。わが国で老人虐待についての論文や調査が実施されるようになったのは、1990年代からである。1980年代に発表されたものは、3編で、1990年代の文献数の推移をみると、1991年2編、1992年5編、1993年6編、1994年11編、1995年18編、1996年18編、1997年16編、1998年19編、1999年21編、2000年25編、2001年21編となっており、2000年の介護保険制度実施をはさみ、1999、2000年、2001年と多くの研究が実施されている。

この合計165編の論著の内容は、表1.3.1に示したように、最も多いのが解説で53編である。この解説の内容は、諸外国の虐待に対する取り組みを紹介した内容が8割を占め、このほとんどがアメリカ合衆国あるいは各州の取り組みで、次いでイギリスとなっている。この他に、わが国の虐待の実態について、全国調査、あるいは、各地の調査結果を解説した内容が続く。

次に、多いのが原著論文で46編ある。著者は、看護領域が多く、社会福祉領域と続く。内容は、在宅の老人虐待の実態把握とその虐待の原因として、介護者の介護負担やストレスを検討した内容となっている。次に多いのが著書で、老人虐待の諸外国における概念の紹介やその整理についてまとめられた著書が1999年までは多く、16編ある。2000、2001年は、著者自身が調査した虐待事例やその説明を論じたものが4編加わり、合計20編、発表されている。この他に、老人虐待の対応策については、権利擁護に関する文献が14編、成年後見法に関わるものが2編、施設における虐待や抑制防止に関するものが3編、示されている。これらの研究の多くは、地域看護や老年看護の研究者によって行なわれている。

なお、老人虐待研究のキーワードとして最も多いのは、老人虐待を除けば、「老年者」であり、次いで、「権利擁護」、「老人看護」が用いられていた。

このうち、権利擁護に関する文献は、17編あり、1993年から発表されているが、介護保険制度実施を控えた1999年に半数の8編が発表されている。内容は、精神障害者に対する権利擁護が7編と最も多く、痴呆性高齢者への対応を具体的な事例をもとに解説するものが続いている。介護保険制度との関連を述べたものは、3編で、多くはないが、今後の高齢者の権利侵害への対応策を考える上で基本的な文献が発表されている。

表 1.2.1 権利擁護関連文献一覧

No.	発行年	題名	著者	出典
1	2001	【総点検!介護保険】 自立支援に向けて 高齢者の権利擁護と成人後見制度	池田直樹(大阪アドボカシー法律事務所)	からだの科学 (0453-3038)臨増総点検! 介護保険 Page127-131(2001. 11)
2	2001	【高齢者虐待への対応を学ぶ】 虐待にかかわるときに必要な権利擁護の知識	池田直樹(大阪アドボカシー法健事務所)	訪問看護と介護 (1341-7045)6巻5号 Page391-395(2001. 05)
3	1999	誰も語らなかつたエイジズムと看護・介護 エイジズム ラスト	伊藤道哉(東北大学)	臨床老年看護6巻3号 Page128-135(1999. 04)
4	1999	精神看護ボストン・レポート 患者の権利について(解説)	三原晴美(米国)	精神看護(1343-2761)2巻2号 Page62-65(1999. 03)
5	1999	【拒む患者さんを前にして】 ケースから考える法律の遵守とは患者さんの尊厳を守ること(原著論文/症例報告/特集)	西豊子(飯塚記念病院)	精神看護(1343-2761)2巻2号 Page12-15(1999. 03)
6	1999	精神病者の人権擁護と看護者の役割(一般)	ティモシー・W・ハーディング(スイス)	精神看護(1343-2761)2巻2号 Page30-36(1999. 03)
7	1999	社会福祉サービスの地殻変動 地域福祉権利擁護制度と介護支援専門員 生活支援員と密接に連携して"地域での自立生活"をサポートしよう(解説)	寺谷隆子(日本社会事業大学)	GPnet(1341-4690)46巻3号 Page17-21(1999. 05)
8	1999	【在宅高齢者の医療と介護 医師の役割】 知的障害をもつ患者の権利擁護と民法の改正 医師の役割(解説/特集)	杉山孝博(川崎幸クリニック)	JIM(0917-138X)9巻5号 Page427(1999. 05)
9	1999	誰も語らなかつたエイジズムと看護・介護 オンブズマン制度の必要性(一般)	伊藤道哉(東北大学)	臨床老年看護6巻2号 Page135-143(1999. 02)
10	1999	精神看護ボストン・レポート 患者の権利擁護(解説)	三原晴美(米国)	精神看護(1343-2761)2巻4号 Page60-66(1999. 07)
11	1999	【介護保険元年2000 ケアマネジャーと自治体の役割】 介護保険と地方自治体 権利擁護システムと自治体の責務(解説/特集)	河野正輝(九州大学 法研究)	からだの科学 (0453-3038)臨増介護保険元年2000 Page117-123(1999. 07)
12	1998	地域ケア・サービスの現状から今後を展望する ユーザーのQOLの視点からサービスの質を問う 権利擁護相談の場から(解説)	木村朋子(にしの木クリニック)	病院・地域精神医学 (0910-4798)41巻4号 Page410-413(1998. 12)
13	1997	高齢者の権利擁護をめざしてー「日本高齢者虐待防止センターの電話相談活動」	田中荘司	社会福祉研究 No. 68P71-75
14	1996	高齢者に対する人権侵害の事例と看護職への期待ー東京知的障害者・痴呆性高齢者権利擁護センターの経験をもとにー	高村浩	日本老年看護学会第1回 学術集会抄録集P9 1996. 11
15	1995	シルバーハラスメントの構造と老人の人権	竹内孝仁	月刊総合ケア Vol. 5(1)P6-9
16	1994	家族関係とシルバーハラスメント:新シリーズ 高齢者の財産を守る(1)	安藤明夫	賃金と社会保障 No. 1141P29-35
17	1993	痴呆性老人の権利の保護とその問題点	柄澤昭秀	精神医学Vol. 35 (8) P867-874

第3節 主要な発表論著の概要

老人虐待問題についての最初の発表は、当時神奈川県立せりがや園の医療局長であった金子が1987年に発表した「老人虐待」¹²⁾である。この著書の中で初めてアメリカにおける老人虐待の現況の紹介が行なわれている。また、第6章では老人虐待の分類について、内容別、加害者別、強弱関係の経時的状況から見た分類、老人虐待を生じさせやすい状況からみた分類等を独自に試みており、その定義の内容は、臨床的な見地から分類された定義であり、詳細な内容となっている。

1988年には、米国で1984年に出版されたジョーゼフ J コスタの『Abuse of the Elderly』の翻訳が「老人虐待」¹³⁾として出版され、米国の現状や虐待の定義が研究ごとに異なっていること、報告に至らない事例が存在し実態を把握することが困難なこと等が紹介された。ここでは、マサチューセッツ州における調査の際に実際に用いられた定義として、「虐待」：身体的な苦痛、けが、衰弱させるほどの精神的苦痛を故意に加えること、不当な監禁、あるいは心身の健康維持に必要な介護を介護者が故意に行わない等であることが紹介された。ここで紹介された定義は、この後の研究に引用されているが実態調査などでは、調査研究ごとに若干の修正が行なわれている。

1994年は、公式の文書「新介護システムの構築を目指して」(厚生省高齢者介護・自立システム研究会報告)に、はじめて老人虐待がとりあげられ、第1章第1節問題の所在で「長寿化は高齢者と家族の関係について、新たな問題を提起しつつある。家族による介護放棄や虐待の問題が指摘されているほか、さらに、高齢者の人権擁護の観点から、痴呆症に伴う財産保護や身上監護はどうあるべきかといった課題が提起されている」¹⁴⁾と記され、この年を境に老人虐待の文献は増加している。ここでは、老人虐待は、人権擁護という観点から対応策を検討しなければならないことが明らかになったといえる。

そして、この年には、全米の老人虐待センターの所長を務めた多々良によって「老人虐待～アメリカは老人の虐待にどう取り組んでいるか」¹⁵⁾が発行され高齢者の虐待について米国の取り組み状況が詳細に報告された。ここで発表された米国虐待研究所による老人虐待の定義は、わが国において現在にいたるまで基本的な定義として、多くの文献に引用され続けている。

米国の状況だけでなく、イギリスでの老人虐待の現状やその取り組みについても、市川¹⁶⁾によって初めて紹介された。ここには、イギリスの老人虐待は、すでに1970年代に発見され、問題視されていたにも関わらず、次のような3つの要因『その要因としては、第1に、平均寿命が延びた結果、75歳以上の後期高齢者の数が増加し、また経験したことのない規模で、病弱もしくは障害をもつ高齢者のケアが緊急の課題となったこと、第2に、家族および地域の変容によって社会的に孤立する危険性が高まり、精神的プレッシャーや葛藤がまともに家族の日常生活を直撃していること、第3に社会福祉財源のカットと相まって家族のケアが強調されてきていることなどが考えられる。』によって対応が遅れたことが指摘されている。

1995年には、老人虐待については、保健婦雑誌や月刊総合ケアという医療保健福祉職を対象とした月刊誌に特集でとりあげられたことにより、社会的な認知度が高まったと考えられる。この特集では、柄澤¹⁷⁾によって、米国の状況とわが国の現状と虐待の発生要因や施策の方向性をはじめに、田中による老人虐待の調査結果からみた対応策¹⁸⁾、高崎、佐々木、谷口らによる老人虐待に関わる

日本の特徴と支援活動の方向性への論考¹⁹⁾、さらに現場から澤田²⁰⁾、青山²¹⁾らの具体的な在宅への訪問活動や指導を通して考えられた「老人虐待」の実態と今後という内容が示され、前年までの諸外国からの紹介や実態把握から一段階すすんだ対応策をも含めた著述が発表されるようになっていく。この時期の虐待の定義は、具体的な事例を示した原著を除くと、1994年に紹介された米国虐待研究所による老人虐待の定義を用いての議論が主である。

さて、老人虐待について全国的に行われた最初の調査は、1994年に田中らによって行われた「高齢者の福祉施設における人間関係の調整に係わる総合的研究」²²⁾である。この研究では、文献調査をはじめ、老人虐待についての海外情報の収集、さらに全国400ヶ所の在宅介護支援センターに対するアンケート調査という多角的な調査研究が実施されている。

この調査結果として、①男性の高齢者よりも女性の高齢者の方が、また高年齢になるほど虐待を受ける割合が高く、欧米調査と同様の傾向にあること。②被虐待高齢者のADL面では、8割が日常生活上の介護を必要とする者で要介護高齢者ほど虐待を受けやすいこと。③高齢者が受けた虐待などの種類では、身体的などのAbuseだけでなく、neglect（世話の怠慢など）の割合が非常に高かったことなど、わが国ではじめての知見が示されている。しかし、虐待の定義は、虐待の説明として、1.身体的暴力、2.介護等の日常生活上の世話の放棄、拒否、怠慢による虐待、3.心理的障害を与える虐待、4.経済的虐待、5.性的暴力による虐待という分類が調査票に示されたのみで、具体的な行為の判断基準についての詳細な説明はなく、どの行為が虐待にあたるかは、調査票の記入を行なった社会福祉士、介護福祉士、保健婦などの主観にまかされている。この調査は、とくに保健医療福祉の領域の人々に大きな影響を与え、2000年まで、同様の方法論を用いた虐待事例の把握のための調査が10種類以上も行われることになった。（表1.4.1参照）。

1995年は、中村らにより東京都医療社会事業協会会員が所属している300機関を対象とした老人虐待に関する調査結果²³⁾が発表された。ここでは、虐待の定義は行なわれず、調査票に示された記載事例を参考に回答をする方法がとられている。

全国労働組合総連合会（連合）も要介護者を抱える家族9,800名を対象に調査を実施し、有効回答2,104名を対象に分析した結果を示した²⁴⁾。この調査結果の中に介護者の10人に3人が高齢者に憎しみの感情を持ったことがあると回答し、2人に1人が食事の世話の放棄や暴力・暴言といった何らかの虐待を行なったことがあるというセンセーショナルな報告がなされた。この調査でも虐待の定義は明確に示されておらず、「高齢者の悪口を言う」といった日常会話から、「殴る」といった暴力まで、虐待として捉えられた行為の範囲は、かなり広い。

1997年には、大國らにより「高齢者虐待の全国実態調査」²⁵⁾報告書が発表された。この結果、老人虐待の実態について被害者は、男性より女性が、そして高齢のほうが受けやすいこと。あるいは、虐待者の背景として、親族以外が虐待することは極めてまれで、配偶者を含む親族が虐待しており、しかも同居している場合が多いこと等が示された。虐待は世話の放棄・拒否が最も多く、次いで身体的虐待、心理的虐待、経済的虐待の順で続き、性的虐待が最も少ない。それぞれの虐待は重複していることが多いこと、虐待を自覚しているのは3分の1もいなかったとの分析結果が示されている。

この調査には、虐待の説明として、1.身体的暴力、2.介護等の日常生活上の世話の放棄、拒否、怠慢による虐待、3.心理的障害を与える虐待、4.経済的虐待、5.性的暴力による虐待という分類が調査票に示されたが、詳細な説明はなく、どの行為が虐待にあたるかは、調査の記入者となった保健婦らの判断によっているため、かなり虐待と呼ばれる行動の範囲が広い。

1998年には、大阪府下の医療機関及び在宅の看護、介護関係機関に所属する相談援助に携わる保健・医療・福祉職2,615人、473機関を対象として、アンケート調査が実施された報告が津村、大國らによって発表されている^{26,27)}。ここでも虐待の行為についての説明はなく、1997年の調査と同様にかかなり広い範囲の行為を虐待ととらえている。

以上のように、1990年代は、1994年に「新介護システムの構築を目指して」(厚生省高齢者介護・自立システム研究会報告)に、はじめて老人虐待がとりあげられたことを受け、最初の全国調査がなされたことにより、1995年から1999年まで、実態把握を主の目的とした調査が医療保健福祉職に対して実施されている。いずれの調査においても専門職らは老人虐待の事実を認知しており、その発生率も高いことが示されていた。

介護保険実施後、2000年以降に発表された論著は、合計46編で解説が最も多く25編で、次いで多かったのが原著論文で14編である。これらの原著論文は、1999年までの現状把握に関する論文だけでなく、老人虐待の発生過程やその過程に保健医療福祉職が介入することで解決につながった例などが考察された論文が発表されているのが特徴である。

例えば、2001年に小長谷らが発表した論文²⁸⁾では、5年間の電話相談における活動の結果を分析したもので、電話相談の機能には、相談者が心情を語ることによる重荷おろしの役割として、相談者の虐待への考え方の見直しや対処方法の発見ができたことが論じられている。この他に、2000年の小林らの研究²⁹⁾は、老人虐待を援助するにあたっては、援助過程において、経済的問題がなく、主虐待者への質の高い援助ができれば解決の可能性が高いことを継続的な調査によって明らかにしている。また、介護保険制度の実施を受け、橋本は、介護支援専門員への「高齢者虐待に対するアンケート調査」を実施し、介護支援専門員が家庭内の家族による虐待を察知していることを報告している³⁰⁾。

第4節 老人虐待問題への対応策に関する論文

この問題への対応策としては、すでに1994年に、安藤³¹⁾による高齢者の財産保護のあり方と現在の課題等を扱った人権擁護に関するものや、新井³²⁾による高齢者を法的に保護する方法としての「成年後見法」についての著書が発表されている。1995年には、高齢者の権利擁護の観点から老人虐待を扱った著書、社会福祉法人東京都社会福祉協議会権利擁護センターから、「すてっぷ、権利擁護ハンドブック」³³⁾、「野田愛子編：痴呆性高齢者権利擁護相談マニュアル」³⁴⁾等も出され、具体的な老人虐待に関する問題への対応マニュアルの必要性に関する認識が広がったことが推察される。

同年には、具体的な活動として、田中³⁵⁾らが、米国、イギリスで整備されている相談・通報機関の日本版として発足した「日本高齢者虐待センター(通称ヘルプライン)」の活動状況が報告されて

いる。このセンターは、田中をはじめとし、すべてをボランティアでささえられており、今後の課題としては、センターの運営に関するマネジメントの問題、専門技術の検討と専門家の養成が緊急の課題であることが提言されている。

1998年に、老人虐待に関しての法的な整備について、日本弁護士会による「家族・暴力・虐待の構図」³⁶⁾という著書が発表された。これには、老人虐待は、児童、配偶者らへの虐待と異なり法的な整備や法律家と在宅介護関係者との意思疎通は、ほとんどとられていないことなどが紹介されている。

1999年には、杉山が成年後見制度の対象となる知的障害をもつ患者として在宅高齢者を例とし、この制度における医師の役割について解説をしている³⁷⁾。また寺谷は、社会福祉サービスの変革のひとつとして、介護支援専門員の地域福祉権利擁護制度との関わり方について、解説し、在宅の高齢者の地域での自立支援を目指す方法について事例を用いて説明を行なっている³⁸⁾。

2001年には、大阪アドボカシー法律事務所の池田により、国が4月より始めた「介護予防・支援事業」の中の成年後見制度利用支援事業を紹介し、虐待に関わる時に必要な権利擁護の知識や成年後見制度の知識とその方法について、事例を用いた解説をしている³⁹⁻⁴⁰⁾。

とくに池田は、介護者に、虐待は、権限逸脱行為と犯罪との中間に位置付けられ、高齢者への放任という行為は、虐待であり、これが犯罪につながる恐れがあることを認識し、自制心（セルフ・コントロール）を発揮するという意味において重要なことである⁴⁰⁾と解説し、介護者や市民に対する啓発・啓蒙教育の重要性を示している。なお、このうち「権利擁護」をキーワードとする論文については、表1.2.1に一覧を示した。

次章では、文献研究で明らかになった老人虐待の新しい方向性である、虐待への予防、対応策について説明する。

引用文献

- 1) 谷口好美：高齢者虐待の現状と対策、保健の科学、Vol.42、No.3,pp185(2000)
- 2) Decalmer P,Glendenning F: Mistreatment of Elderly People,1993：田端光美、杉山直人監訳 高齢者虐待、ミネルヴァ書房（1998）
- 3) 荒木乳根子：高齢者虐待,母子保健情報、Vol42,pp36（2000）
- 4) 高崎絹子：老人虐待の予防と支援、36-37、日本看護協会（1998）
- 5) 谷口好美、高崎絹子、水野敏子、他：老人の虐待と支援に関する研究、老年看護学,1(1),pp29-41（1996）
- 6) 柄澤昭英：老人虐待をめぐって、保健婦雑誌,51(7),511-516(1995)
- 7) 安梅勅江、鈴木栄子、原田亮子、片山優子：地域における高齢者虐待の実態と予防に関する研究、地域保健Vol.30,No.6,pp117（1999）
- 8) 小山秀夫：「高齢者の人権と虐待問題」、月間介護保険2月号、No.47、pp26-29(2000)
- 9) 河野正輝：「介護保険と自治体 権利擁護システムと自治体の責務」、からだの科学臨時増刊介護保険元年2000,pp117-123(1999)
- 10) Rober C.Atchley:Social Forces and Aging,Ninth Edition,Wadsworth Thomson Learning,CA(2000)
- 11) 大井田隆他：厚生科学研究費補助金長寿科学研究総合事業「介護サービスにおける権利擁護の行政的評価に関する研究」報告書（2001）
- 12) 金子善彦：老人虐待、星和書店、東京（1987）
- 13) ジョーゼフ J コスタ、中田智恵海：老人虐待、海声社、東京（1988）
- 14) 厚生省高齢者介護・自立システム研究会報告：新介護システムの構築を目指して（1994）
- 15) 多々良紀夫、二宮加鶴香：老人虐待～アメリカは老人の虐待にどう取り組んでいるか～、筒井書房、東京（1994）
- 16) 市川一宏：イギリスにおける高齢者虐待の現状と課題ロンドン通信②、社会福祉研究、No.60：188-192（1994）
- 17) 柄澤昭秀：老人虐待をめぐって—米国の事情を中心に—、保健婦雑誌、Vol.51(7)：511-516（1995）
- 18) 田中荘司：老人虐待の調査実態からみえてきたもの、保健婦雑誌、Vol.51(7)：517-532（1995）
- 19) 高崎絹子、佐々木明子他：老人虐待の概念化と在宅ケアの課題 日本の特徴と支援活動の方向、保健婦雑誌、Vol.51(7)：524-532（1995）
- 20) 澤田咲子：訪問を通して「老人虐待」問題を考える、保健婦雑誌、Vol.51(7)：533-536（1995）
- 21) 青山幹子：訪問指導を通して「老人虐待」を考える、保健婦雑誌、Vol.51(7)：537-539（1995）
- 22) 田中荘司他：高齢者の福祉施設における人間関係の調整に関わる総合的研究（1994）
- 23) 中村雪江：高齢者の虐待調査研究報告（1995）
- 24) 連合：介護者の2人に1人が虐待を経験：連合の「要介護者を抱える家族」実態調査結果、厚生福祉：6-10（1995）
- 25) 大国美智子他：高齢者虐待の全国実態調査、長寿社会開発センター、1997
- 26) 津村智恵子他：在宅高齢者虐待の対処と予防・早期発見への支援事業報告書、大阪老人虐待研